

時津町行政改革大綱（第7次）

（計画期間：令和4年度から令和8年度まで）

令和4年3月策定
長崎県時津町

◇ はじめに ◇

本町では、適正な行政運営に資するため、昭和 60 年に「時津町行政改革大綱」を策定し、その後、平成 8 年、平成 13 年、平成 18 年、平成 25 年、平成 29 年と 5 回にわたり改訂を行い、社会情勢の変化や住民ニーズに対応した行政体制の整備や事務事業の簡素化、効率化など積極的に取り組んできました。

しかしながら、全国的に人口の減少や少子高齢化、インフラの老朽化、地域コミュニティの衰退といった社会の大きな変化が危惧されています。また、新しい情報通信技術による技術革新がこれまでにないスピードで進んでいることに加え、「新型コロナウイルス感染症」への対応として、「新しい生活様式」が普及するなど、社会経済情勢の変化に伴う、住民の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。

令和 2 年 6 月 26 日、国の第 32 次地方制度調査会が内閣総理大臣に対し提出した「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」においては、これら地域社会の持続可能性に関する様々な課題を踏まえ、地域行政のあり方を変化、リスクに適応したものへと転換する必要性が指摘されており、これからの地方公共団体に求められる視点、方策として、「地方行政のデジタル化」、「公共私連携」、「地方公共団体の広域連携」などに対応していくことの必要性が指摘されたところです。

本町においては、このような状況を踏まえ、今後のまちづくりの基本指針となる「時津町行政改革大綱（第 7 次）」を策定し、更なる行財政運営の効率化、住民サービスの向上等を目指します。

◇ 基本的な事項 ◇

時津町行政改革大綱（第 7 次）の計画期間は、第 6 次時津町総合計画の計画期間が令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間、このうち前期基本計画とされる計画期間が令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間であることを踏まえ、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

また、行政改革大綱に定めた改革方針を計画的かつ集中的に実施するため、1. 「効率的な行財政運営の推進」、2. 「事務改善の推進」、3. 「住民サービスの向上」、4. 「多様な主体との連携」の 4 項目を中心に取り組んでまいります。

なお、地方公営企業部門（上水道・下水道）の大綱については、一般会計部門の大綱に含むものとします。また、議会運営に関することは、議会で検討することになります。

◇ 行政改革を推進するために措置する事項 ◇

1 効率的な行財政運営の推進

- 財政運営では中期財政計画を策定し、将来的な動向も踏まえた持続可能な財政運営に取り組めます。

- 限られた財源を有効に活用し施策の重点化を図るため、引き続き、事業効果予測制度（新規事業）、事業評価制度（既存事業）を継続して実施し、事業の選択と集中に取り組めます。
- 住民サービスの維持・向上に努めつつ、業務の外部委託、事務の効率化などにより、適正な職員配置に取り組めます。また、職員給与についても、国、県その他市町村の状況等も踏まえ、適正な管理に努めます。
- 各施設の状況を考慮し長期的な視点をもって策定した施設管理計画等に基づき、計画的な施設の管理に取り組めます。
- 歳入の確保を図るため、口座振替制度や滞納処分を推進し、徴収率の向上に積極的に取り組むとともに、ふるさと納税の推進に努めます。
- 各種サービス等負担金などについては、適正な受益者負担の原則に基づき、社会情勢の変化などを踏まえて、継続的な検証を行い、必要に応じ見直しを行います。
- 未利用となっている町有地の適正な活用と管理に努めつつ、利用の見込みのない町有地については、売却等について検討を進め、保有資産の総量の適正化を図ります。

2 事務改善の推進

- 新しい情報や技術に関するサービスを積極的に活用し、業務効率化やコスト削減を図ります。また、個人情報をはじめ重要な情報の流出を防止するため、情報化に伴う情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- 事務分掌の見直しや業務マニュアルの整備のほか、会計年度任用職員や任期付き職員など多様な任用制度の有効活用により、職員体制や業務量の最適化を図り、職員の長時間労働の抑制並びに職員個人のワーク・ライフ・バランスの推進や生産性向上を図ります。
- 人事評価制度をとおして、職員の能力や業績を適切に把握し、意欲と能力の高い人材の育成を図るとともに、職員が自ら課題に挑戦し成果につなげ、達成感を得られるような職場環境づくりを推進します。
- 職務遂行に必要な知識・技能の習得や広い視野を持った人材を育成する「とぎつ人材育成方針 21」並びに「研修実施計画」に沿って、複雑化、高度化する行政課題に対応できる職員を育成するため、効果的な研修の実施に努めます。
- ファイリングシステム（文書管理）のレベルアップに努めるとともに、行政文書管理士を中心とした内部指導体制の強化を図ります。

3 住民サービスの向上

- 各種申請等に係る申請者の負担を軽減するため、申請手続の簡素化や住民サービスの向上を図ります。

- 施設の予約など電子申請ができるシステムの更なる活用や電子申請ができる手続の拡大について検討を進め、情報通信技術を活用した住民サービスの向上に努めます。
- 町ホームページ等を活用し積極的に情報発信を行うとともに、「まちづくりに対する意見箱」をはじめ、パブリックコメントなどで得た住民の声を行政運営に反映させるよう努めます。

4 多様な主体との連携

- 人口減少、少子・高齢化及び住民のニーズや課題が多様化、複雑化していく中において、地域で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができる都市圏を形成するため、引き続き、本町及び長崎市、長与町の1市2町で構成する「長崎広域連携中枢都市圏」における取組を推進し、生活圏域全体の発展、活性化を目指します。
- 地域の課題解決等に取り組む人材や団体など、多様な主体との連携を図るとともに、共助の担い手の活性化や持続的な活動基盤の構築に努めます。
- 自治会等地域組織とも積極的に連携、協力しながら、自然災害や感染症への対策など様々な課題解決に取り組めます。
- 職員が、地域活動やボランティア活動など公務以外でも活躍し、地域の課題解決等に積極的に取り組むことが可能となる環境整備に努めます。

時津町行政改革大綱（第7次）
（計画期間：令和4年度から令和8年度まで）
令和4年3月策定
長崎県時津町